

幸手市設計委託に係る最低制限価格制度実施要領

令和6年3月1日 市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、幸手市が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- 二 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、設計価格が1,000万円以上の設計委託に係る競争入札とする。ただし、次の各号に定めるものは除く。

- 一 単価契約によるもの
- 二 総合評価方式によるもの

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった同表に掲げる①から④までの掲げる額の合計額とする。

ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。

- 二 前号にかかわらず、特に必要があると認められるときは、予定価格に3分の2を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で、当該最低制限価格を定めるものとする。

2 前項の規定により算出した最低制限価格に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(最低制限価格の記載)

第5条 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、最低制限価格書にこれを記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格の公表は、入札執行後に行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
※ 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
※ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

注 1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注 2 複数の業種を一括して発注する場合の第 4 条第 1 号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

注 3 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の③の欄によって算出する。